

◎新潟県教育委員会訓令第3号

教育庁本庁
出先機関
教育機関
県立学校

新潟県教育委員会事務委任規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（県立学校長への委任）</p> <p>第5条の2 次に掲げる事務は、県立学校長に委任する。</p> <p>(1)～(1)の5（略）</p> <p>(1)の6 職員の<u>年次休暇（県立学校長の5日以上ものを除く。）</u>、<u>病気休暇（1月を超えるもの並びに県立学校長の5日以上のもの及び結核性疾病に係るものうち日を単位とするものを除く。）</u>、<u>特別休暇（県立学校長の5日以上のもの（夏季休暇を除く。）を除く。）</u>及び<u>介護休暇（1月を超えるもの及び県立学校長の5日以上ものを除く。）</u>の承認等を行うこと。</p> <p>(1)の7 <u>職員の部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除の承認を行うこと（県立学校長の5日以上のもの並びに研修及び兼職に係るものを除く。）</u>。</p> <p>(1)の8 <u>教特法第17条の規定による教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手の兼職又は他の事業等に従事することの承認を行うこと。（教育長が指定するものに限る。）</u></p>	<p>（県立学校長への委任）</p> <p>第5条の2 次に掲げる事務は、県立学校長に委任する。</p> <p>(1)～(1)の5（略）</p> <p>(1)の6 職員の<u>休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除の承認等を行うこと（年次休暇（県立学校長の5日を超えるものに限る。）</u>、<u>病気休暇（1月を超えるもの及び県立学校長に係るものに限る。）</u>、<u>県立学校長の特別休暇（夏季休暇を除く。）</u>、<u>介護休暇（1月を超えるもの及び県立学校長に係るものに限る。）</u>並びに<u>県立学校長の職務専念義務の免除の承認等を行うことを除く。）</u>。</p>